

# 葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成 24 年 1 月 18 日  
23 葛都建第 1005 号  
区 長 決 裁

## (目的)

第 1 条 この要綱は、地震発生時において特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計、耐震改修、建て替え又は除却（以下「耐震改修等」という。）に係る費用の一部を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

## (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付国官会第2317号）16－（12）住宅・建築物安全ストック形成事業及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 補強設計 耐震診断（平成23年4月1日以後に実施されたものにあつては次条第1項第4号に規定する要件を満たしたものに、同日前に実施されたものにあつては同号に規定する要件を満たしたもの又は耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者が実施したものに限る。）に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- (2) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
- (3) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の3分の2未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (4) 建築物 前号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
- (5) 沿道建築物 耐震化推進条例第2条第2号に規定する沿道建築物をいう。
- (6) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路（同条第3項の規定に基づく告示が施行される前における当該告示により特定緊急輸送道路に指定される緊急輸送道路を含む。）をいう。
- (7) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震改修等に関する事業をいう。
- (8) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であつて、延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいう。
- (9) 分譲マンション 2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

## (助成対象事業)

第 3 条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる補強設計は、次の各号に掲げる要件の全てに適合するものでなければならない。

- (1) 耐震化指針に適合する事業であること。
  - (2) 対象費用について他の助成金等の交付を受ける事業でないこと。
  - (3) 耐震診断の結果、 $I_s$ （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が 0.6 未満相当若しくは  $I_w$ （構造耐震指標をいう。以下同じ。）値が 1.0 未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
  - (4) 耐震診断の結果について次に掲げる団体により確認を受けたもの又は別記第 3 に掲げる機関の評定を受けたものであること。
    - ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会
    - イ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
    - ウ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
  - (5) 原則として、当該耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき「国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて別記第 3 に掲げる機関の評定を受けたものであること。
  - (6) 耐震化推進条例第 10 条第 1 項各号に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
  - (7) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
- 2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建て替え又は除却は、それぞれ次の各号に適合するものでなければならない。
- (1) 前項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
  - (2) 構造が耐震上著しく危険であると認められ、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
  - (3) 耐震改修後に住宅及び建築物に係る  $I_s$  値が 0.6 相当以上若しくは  $I_w$  値が 1.0 相当以上となるよう計画されたものであること。
  - (4) 耐震改修は、当該耐震改修計画について、原則として、前項第 5 号に規定する評定を取得して行うものであること。
  - (5) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。
  - (6) 建て替えは、建築物全体を、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 1 号に規定する同一敷地において、建築基準法第 2 条第 1 項第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同項第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物に建て替えるものであること。

（区の助成）

第 4 条 葛飾区長（以下「区長」という。）は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合には、予算の範囲内において当該事業に要する費用の一部を助成することができる。

- (1) 補強設計に要する費用
- (2) 耐震改修に要する費用
- (3) 建て替えに要する費用
- (4) 除却に要する費用

(助成対象者)

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業について助成の申請することができる者は、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンションの場合 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者であること。
- (2) 共同で所有する建築物等の場合 共有者全員によって合意された代表者であること。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別記第1に定める額を限度とする。ただし、助成対象事業費のうち、既に本事業における助成金の交付を受けた部分に係る費用は除く。

- 2 助成金の交付は、助成の対象となる建築物を単位とし、1つの建築物について1回限りとする。ただし、第8条第1項及び第9条第3項の規定による承認を受けたものについては、この限りでない。
- 3 前項ただし書の承認を受けたものに係る助成金については、第8条第1項及び第9条第3項の規定による承認を受けた事業を実施する場合に、年度ごとの当該事業の出来高に応じて、第1項に定めるところにより算出した助成金額に出来高率を乗じて得た額を交付するものとする。
- 4 助成金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。ただし、前項の規定により算出した場合を除く。

(耐震改修等が複数年度にわたる場合の助成の承認の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震改修等の施行年度が複数年度にわたる場合は、耐震改修等の契約を締結する前に、区長の全体設計の審査を受け、次条の規定による承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、耐震改修等に係る全体設計の事業（以下「全体設計（全体事業）」という。）及び耐震改修等における年度ごとの事業（以下「全体設計（各年度事業）」という。）の事業費の総額及び完了予定日等について、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)承認申請書（別記第2第1号様式）を別に定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。
- 3 助成金の交付を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(耐震改修等が複数年度にわたる場合の助成の承認及び不承認)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、全体設計に係る助成金の承認をしたときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)承認通知書（別記第2第2号様式）により、全体設計の承認をしないときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)不承認通知書（別記第2第3号様式）により申請者に通知する。

- 2 申請者は、前項の規定により一括設計審査（全体設計）の承認を受けたときは、当該承認に係る年度内に事業に着手しなければならない。

(耐震改修等が複数年度にわたる場合の事業の変更の承認及び不承認)

第9条 前条第1項の規定による全体設計に係る助成金の承認を受けた者は、年度ごとの助成対象経費に変更が生じない範囲で、次に掲げる内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査（全体設計）内容変更届出書（別記第2第4号様式）に別に定める関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

2 前条第1項の規定による全体設計に係る助成金の承認を受けた者は、全体設計（全体事業）及び全体設計（各年度事業）の総額、期間の延長等を変更（期間の短縮その他の軽微なものを除く。）をしようとするときは、速やかに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査（全体設計）変更申請書（別記第2第5号様式）に別に定める書類を添えて、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査（全体設計）変更承認通知書（別記第2第6号様式）により、変更の承認をしないときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査（全体設計）変更不承認通知書（別記第2第7号様式）により、申請者に通知する。

（耐震改修等が単年度の場合の助成承認の申請）

第10条 申請者は、耐震改修等の施行年度が単年度の場合は、耐震改修等の契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成承認申請書（別記第2第8号様式）に別に定める関係書類を添えて区長に提出し、次条の規定による承認を受けなければならない。

2 助成金を受けようとする者は、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（耐震改修等が単年度の場合の助成及び不承認）

第11条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金の承認をしたときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成承認通知書（別記第2第9号様式）により申請者に通知し、承認をしないときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成不承認通知書（別記第2第10号様式）により、申請者に通知する。

（耐震改修等が単年度の場合の変更の承認及び不承認）

第12条 前条の規定による承認を受けたものは、助成金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事業内容変更届出書（別記第2第11号様式）に別に定める関係書類を添えて、区長に届け出なければならない。

- (1) 助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- (2) 事業工程の大幅な変更
- (3) その他の申請内容の大幅な変更

2 前条の規定による承認を受けた者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更申請書（別記第2第12

号様式) に別に定める関係書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- 3 区長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の承認をしたときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更承認通知書(別記第2第13号様式)により、変更の承認をしないときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更不承認通知書(別記第2第14号様式)により、申請者に通知する。

(権利譲渡の禁止)

第13条 第8条第1項、第9条第3項、第11条及び前条第3項の規定による承認を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、特別な場合を除き、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(契約締結に伴う着手届の提出)

第14条 第8条第1項及び第11条の規定による承認を受けた者は、耐震改修等の請負契約を行い、耐震改修等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成着手届(別記第2第15号様式)に別に定める関係書類を添えて、当該承認日から45日以内に区長に提出しなければならない。

(中間検査)

第15条 助成決定者は、耐震改修又は建て替えの内容が確認できる状態時に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業中間検査申請書(別記第2第16号様式)を区長に提出し、検査を受けなければならない。ただし、建築基準法第7条の3第4項又は第7条の4第1項に規定する検査を受け中間検査合格証の交付を受けた場合はその写しを、建築基準法第68条の20に規定する認証型式部材等である建築物の場合は、その型式部材等製造者認証の写しを区長に提出することでこれに代えることができる。

(耐震改修等の取りやめ)

第16条 助成決定者は、事情により当該耐震改修等を取りやめるときは、別に定める特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成取りやめ届出書(別記第2第17号様式)を区長に提出しなければならない。

(助成金の交付申請)

第17条 助成決定者は、第15条の検査を受け耐震改修等を完了したときは、区長が指定する日までに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書(別記第2第18号様式)に別に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第1項及び第9条第3項の規定による承認を受けた者が、年度ごとの当該耐震改修等の出来高に応じて、助成金の交付を受けようとするときは、区長が指定する日までに特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し
- (2) 当該年度の助成対象建築物の工事中の撮影日が記載された写真(補強設計を除く。)
- (3) その他区長が必要と認める書類

- 3 助成決定者は、耐震改修等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税が

確定した場合は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業消費税仕入税額控除報告書（別記第2第19号様式）により速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長が当該仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。

#### （助成金の交付決定）

第18条 区長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、当該年度の助成金の交付を決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（別記第2第20号様式）により、交付しないことを決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（別記第2第21号様式）により助成決定者に通知する。

2 前項の規定による交付の決定に当たり、別記第4の補助条件を付するものとする。

#### （助成金の交付請求）

第19条 前条の規定による助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金請求書（別記第2第22号様式）により区長に請求しなければならない。

#### （助成金の交付）

第20条 区長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付する。

#### （決定の取消し）

第21条 区長は、助成決定者等（助成決定者及び助成確定者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付決定後、天災地変その他の事情変更により、全体設計の承認を受けた事業（既に助成金の交付を受けた分を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により助成金の決定を受けたとき。
- (3) この要綱又はこれに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則（昭和40年葛飾区規則第55号）に基づく命令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定に基づき、助成金の交付の決定を取り消したときは、別に定める特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（別記第2第23号様式）により助成決定者等に通知する。

#### （助成金の返還）

第22条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金返還通知書（別記第2第24号様式）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

#### （重複助成の禁止）

第23条 区長は、助成の対象となる建築物がこの要綱に基づく助成金以外の助成を受けて耐震改修等が行われていた場合は、助成金の一部又は全部の交付を行わないこととするができる。

(助言)

第 24 条 区長は、請求者に対して建築物の安全性の向上が図られるよう助言を行うことができる。

(委任)

第 25 条 葛飾区補助金等交付規則及びこの要綱に定めのない事項については、都市整備部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 24 年 1 月 18 日から施行する。

2 この要綱は、次に定める日までに、定めた条件を満たすものに適用する。

(1) 耐震診断 平成 29 年 3 月 31 日までに耐震診断を完了する建築物

(2) 補強設計 平成 31 年 3 月 31 日までに補強設計に着手する建築物

(3) 耐震改修、建て替え及び除却 平成 31 年 3 月 31 日までに補強設計に着手する建築物

付 則 (平成 24 年 6 月 5 日 24 葛都建第 397 号都市整備部長決裁)

この要綱は、平成 24 年 6 月 5 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 1 月 6 日 25 葛都建第 1875 号都市整備部長決裁)

(施行期限)

1 この要綱は、平成 26 年 1 月 9 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別記第 1 の規定は、平成 26 年 1 月 9 日以降に行われた助成金の交付の申請について適用し、同日前に行われた助成金の交付の申請については、なお従前の例による。

付 則 (平成 26 年 4 月 23 日 26 葛都建第 9 号都市整備部長決裁)

(施行期限)

1 この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行し、同月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の別記第 1 の規定(助成対象経費の算定方法の欄の部分に限る)は、平成 26 年 4 月 1 日以後に耐震診断等を完了したものについて適用し、同日前に耐震診断等を完了したものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成 27 年 3 月 27 日 26 葛都建第 2161 号都市整備部長決裁)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 3 月 22 日 27 葛都建第 2316 号都市整備部長決裁)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 28 年 12 月 16 日 28 葛都建第 1785 号副区長決裁)

この要綱は、平成 28 年 12 月 16 日から施行する。

付 則 (平成 30 年 3 月 26 日 29 葛都建第 2069 号都市整備部長決裁)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和元年 7 月 31 日 31 葛都建第 345 号副区長決裁)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 7 月 31 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日(以下「適用日」という。)から適用する。

(この要綱の適用)

2 この要綱は、次に定める日までに、定めた条件を満たすものに適用する。

(1) 補強設計 令和3年3月31日までに補強設計に着手する建築物

(2) 耐震改修、建て替え及び除却 令和3年3月31日までに耐震改修、建て替え及び除却に着手する建築物（平成31年3月31日までに補強設計に着手する建築物については、令和3年4月1日以降に耐震改修、建て替え及び除却に着手するものを含む。）。ただし、平成31年3月31日までに補強設計に着手しているものについては、この限りでない。

（経過措置）

3 適用日前に係る改正前の第7条の規定による申請及び承認、第8条の規定による助成金の交付の申請、第9条の規定による助成金の交付の決定、第12条の規定による助成対象事業の変更の申請及び承認、第16条の規定による助成金の額の確定については、なお従前の例による。

付 則 （令和元年8月14日31 葛都建第505号都市整備部長決裁）

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

付 則 （令和2年2月14日31 葛都建第1110号副区長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年2月14日から施行し、令和元年10月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（この要綱の適用）

2 この要綱は、次の各号に掲げる耐震改修等の区分に応じて、当該各号に定める建築物に適用する。

(1) 補強設計 令和5年3月31日までに補強設計に着手する建築物

(2) 耐震改修、建て替え及び除却 令和5年3月31日までに耐震改修、建て替え及び除却に着手する建築物（令和3年3月31日までに補強設計に着手する建築物については、令和5年4月1日以降に耐震改修、建て替え及び除却に着手するものを含む。）。ただし、令和3年3月31日までに補強設計に着手しているものについては、この限りでない。

付 則 （令和2年2月21日31 葛都建第1174号副区長決裁）

この要綱は、令和2年2月21日から施行する。



別記第1 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の助成金額

費用の 区分	助成対象経費の算定方法	助成率
要する費用 補強設計に	<p>次の単価を用いて算出された合計額と補強設計に要する費用のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 面積 1,000 m<sup>2</sup>以内の部分は、5,000 円/m<sup>2</sup></p> <p>(2) 面積 1,000 m<sup>2</sup>を超えて 2,000 m<sup>2</sup>以内の部分は、3,500 円/m<sup>2</sup></p> <p>(3) 面積 2,000 m<sup>2</sup>を超える部分は、2,000 円/m<sup>2</sup></p>	助成対象経費の 5 / 6
耐震改修、 建て替え及び 除却に要する 費用	<p>1 耐震改修に係る助成対象経費 次に掲げる額のいずれか低い額とする。</p> <p>(1) 耐震改修に要する費用</p> <p>(2) 1棟当たり 512,000,000 円を限度とし、延べ面積に 51,200 円/m<sup>2</sup> を乗じた額（マンションにあっては、502,000,000 円を限度とし、延べ面積に 50,200 円/m<sup>2</sup> を乗じた額）とする。ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合、上記「51,200 円/m<sup>2</sup>」及び「50,200 円/m<sup>2</sup>」を「83,800 円/m<sup>2</sup>」、「512,000,000 円」及び「502,000,000 円」を「838,000,000 円」と読み替える。</p> <p>2 建て替えに係る助成対象経費 耐震改修に係る助成対象経費(2)の規定により算定した額相当分とする。なお、算定に当たっては、既存建築物の延べ面積を用いるものとする。</p> <p>3 除却に係る助成対象経費 除却に要する費用と耐震改修に係る助成対象経費(2)の規定により算定した額相当分のいずれか低い額とする。</p>	助成対象経費の 5 / 6。ただし 5,000 m <sup>2</sup> を超える 部分については、 助成対象経費の 1 / 2（分譲マン ションは 5 / 6）。

※ 助成金の額は、1,000 円未満を切り捨てるものとする。

別記第2 添付書類

	名称	区分	添付図書
第1号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)承認申請書	共通	1 案内図 2 配置図 3 工程表(年度ごとの出来高がわかるもの) 4 見積書(年度ごとの支払い額がわかるもの) 5 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類 6 確認通知書(写)又は建築年月日を証する書類 7 代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場合) 8 管理組合の規約と耐震改修等の実施を決議したことがわかる書類(申請者が分譲マンションの管理組合の場合) 9 法人全部事項証明書(申請者が法人の場合) 10 消費税仕入税額控除確認書(申請者が法人の場合) 11 沿道建築物であることが確認できる書類 12 その他区長が必要と認める書類
		補強設計	1 設計者が条例10条第1項に掲げる者であることを証する書面(写) 2 耐震診断結果報告書(概要書) 3 設計見積書 4 設計工程表(概要書)
		耐震改修	1 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 2 工事に関する設計図書 3 補強設計結果報告書(概要書) 4 補強計画に係る評定書 5 工事見積書 6 工事工程書(概要書)
		建て替え	1 土地の所有者の承諾書(借地の場合) 2 耐震診断結果報告書(概要書) 3 工事に関する設計図書 4 耐震改修に要する費用を示す書類 5 工事見積書 6 工事工程書(概要書) 7 管理組合の規約及び建て替えを行う旨が記載された書面(申請者が分譲マンション管理組合の場合)

		除却	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>2 耐震診断結果報告書（概要書）</li> <li>3 耐震改修に要する費用を示す書類</li> <li>4 工事見積書</li> <li>5 工事工程書（概要書）</li> <li>6 管理組合の規約及び除却を行う旨が記載された書面 (申請者が分譲マンション管理組合の場合)</li> </ol>
第2号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)承認通知書	共通	
第3号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)不承認通知書	共通	
第4号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)内容変更届出書	共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請内容の変更を示す図書</li> <li>2 その他区長が必要と認める書類</li> </ol>
第5号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)変更申請書	各区分 共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更金額がわかる工事見積書</li> <li>2 変更工事工程表(出来高が分かるもの)</li> <li>3 その他区長が必要と認める書類</li> </ol>
第6号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)変更承認通知書	各区分 共通	
第7号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成一括設計審査(全体設計)変更不承認通知書	各区分 共通	
第8号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成承認申請書	各区分 共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類</li> <li>2 確認通知書(写)又は建築年月日を証する書類</li> <li>3 代表者承諾書と共有者全員の同意書 (建物の所有者が複数の場合)</li> <li>4 管理組合の規約と耐震改修等の実施を決議したことがわかる書類 (申請者が分譲マンションの管理組合の場合)</li> <li>5 法人全部事項証明書(申請者が法人の場合)</li> <li>6 消費税仕入税額控除確認書 (申請者が法人の場合)</li> <li>7 沿道建築物であることが確認できる書類</li> <li>8 その他区長が必要と認める書類</li> </ol>

		補強設計	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計者が条例 10 条第 1 項に掲げる者であることを証する書面（写）</li> <li>2 耐震診断結果報告書（概要書）</li> <li>3 設計見積書</li> <li>4 設計工程表（概要書）</li> </ol>
		耐震改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>2 工事に関する設計図書</li> <li>3 補強設計結果報告書（概要書）</li> <li>4 補強計画に係る評定書</li> <li>5 工事見積書</li> <li>6 工事工程書（概要書）</li> </ol>
		建て替え	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>2 耐震診断結果報告書（概要書）</li> <li>3 工事に関する設計図書</li> <li>4 耐震改修に要する費用を示す書類</li> <li>5 工事見積書</li> <li>6 工事工程書（概要書）</li> <li>7 管理組合の規約及び建て替えを行う旨が記載された書面 (申請者が分譲マンション管理組合の場合)</li> </ol>
		除却	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土地の所有者の承諾書（借地の場合）</li> <li>2 耐震診断結果報告書（概要書）</li> <li>3 耐震改修に要する費用を示す書類</li> <li>4 工事見積書</li> <li>5 工事工程書（概要書）</li> <li>6 管理組合の規約及び除却を行う旨が記載された書面 (申請者が分譲マンション管理組合の場合)</li> </ol>
第 9 号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成承認通知書	共通	
第 10 号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成不承認通知書	共通	
第 11 号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成事業内容変更届出書	共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請内容の変更を示す図書</li> <li>2 その他区長が必要と認める書類</li> </ol>
第 12 号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更申請書	共通	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請内容の変更を示す図書</li> <li>2 変更工事見積書</li> <li>3 その他区長が必要と認める書類</li> </ol>

第13号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更承認通知書	共通	
第14号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成変更不承認通知書	共通	
第15号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成着手届	共通	1 契約書の写し 2 工程表 3 その他区長が必要と認める書類
第16号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業中間検査申請書	建て替え 改修	
第17号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成取やめ届出書	共通	
第18号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書	共通	1 各助成対象事業の費用明細書 2 当該年度の助成対象経費が確認できる書類の写し 3 その他区長が必要と認める書類
		補強設計	1 補強設計結果報告書 (評定書がある場合は、概要版) 2 補強計画に係る評定書
		耐震改修	1 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真(外観、室内)
		建て替え	1 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真(外観、室内) 2 建築基準法 法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する完了検査済証の写し 3 建築物の登記事項証明書
		除却	1 当該年度の助成対象建築物の工事中及び工事完了後の撮影日が記載された写真(外観、室内)
第19号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業年度消費税仕入税額控除報告書	共通	
第20号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書	共通	
第21号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書	共通	
第22号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金請求書	共通	

号			
第23号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書	共通	
第24号	特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金返還通知書	共通	

### 別記第3

第3条第1項第5号に規定する評定は、次に掲げる専門機関で評定を受けたものであること。

- 1 財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター
- 2 財団法人日本建築防災協会
- 3 社団法人建築研究振興協会
- 4 一般社団法人東京都建築士事務所協会
- 5 財団法人ベターリビング
- 6 一般社団法人構造調査コンサルティング協会
- 7 日本E R I 株式会社
- 8 株式会社東京建築検査機構
- 9 財団法人建築保全センター
- 10 社団法人日本建築構造技術者協会
- 11 特定非営利活動法人耐震総合安全機構
- 12 一般財団法人日本建築センター
- 13 株式会社都市居住評価センター
- 14 株式会社確認サービス
- 15 アウェイ建築評価ネット株式会社
- 16 ビューローベリタスジャパン株式会社
- 17 ハウスプラス確認検査株式会社
- 18 公益社団法人ロングライフビル推進協会
- 19 日本建築検査協会株式会社
- 20 株式会社グッドアイズ建築検査機構
- 21 株式会社建築構造センター
- 22 一般社団法人耐震技術広域連携協議会

## 別記第 4

### 補助条件

#### 財産処分について

助成対象者が助成金に係る事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びこれに付随する従物を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査(全体設計) 承認申請書

葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に基づく耐震改修等の一括設計審査（全体設計）の助成の承認を受けたいので、同要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却			
2 建築物	名称			
	所在地	葛飾区	丁目 番号	
	規模・面積	地上 階 / 地下 階 延べ面積 . m <sup>2</sup> (小数点第2位まで)		
3 事業期間	(自)	年 月 日	(契約予定日)	
	(至)	年 月 日	(完了予定日)	
4 事業費 ※助成対象経費外の費用は除く。	金額	¥	—	
	内訳	年度	¥	—
		年度	¥	—
		年度	¥	—



様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査(全体設計) 承認通知書

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第8条第1項の規定により、下記の建築物は一括設計審査（全体設計）の助成の対象となることを承認したので通知します。

## 記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却			
2 建築物	名称			
	所在地	葛飾区	丁目 番 号	
3 助成金額	金額	¥	—	
	内訳	年度	¥	—
		年度	¥	—
		年度	¥	—
4 承認の条件	この承認を受けた日から45日以内に特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成着手届（第15号様式）に必要書類を添付して区長に提出してください。			

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した補強設計等が完了した後に交付決定額を確定します。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査(全体設計)不承認通知書

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第8条第1項の規定により、下記の建築物は一括設計審査（全体設計）の助成の対象として承認できませんので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 不承認の理由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査（全体設計）内容変更届出書

年 月 日付 葛都建第 号で承認を受けたことについて承認内容の変更をしたいので、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 変更の理由		

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査（全体設計）変更申請書

年 月 日付 葛都建第 号で承認を受けたことについて承認内容の変更をしたいので、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第9条第2項の規定により、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却			
2 建築物	名称			
	所在地	葛飾区	丁目 番号	
3 事業期間	変更前	(自)	年 月 日 契約	
		(至)	年 月 日 完了	
	変更後	(自)	年 月 日 契約	
		(至)	年 月 日 完了	
4 事業費 ※助成対象経費外の費用は除く。	金額	変更前	¥ —	
		変更後	¥ —	
	内訳	年度	変更前	¥ —
			変更後	¥ —
	年度	変更前	¥ —	
		変更後	¥ —	
	年度	変更前	¥ —	
		変更後	¥ —	

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査（全体設計）変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第9条第3項の規定により、下記の建築物は一括設計審査(全体設計)変更の対象になることを承認したので通知します。

## 記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却			
2 建築物	名称			
	所在地	葛飾区	丁目 番号	
4 助成金額	変更後の金額	¥	—	
	内 訳	年度	¥	—
		年度	¥	—
		年度	¥	—
5 助成条件	葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定を遵守すること			

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した補強設計等が完了した後に交付決定額を確定します。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成  
一括設計審査（全体設計）変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった件について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第9条第3項の規定により、下記の建築物は申請の変更を承認できませんので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 不承認の理由		

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

葛飾区長 あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成承認申請書

葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱に基づく耐震改修等について、助成の承認を受けたいので、同要綱第10条1項の規定により、関係図書を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種別 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却		
2 建築物	名称		
	所在地	飾区	丁目 番号
	規模・面積	地上 階/地下 階 延べ面積	m <sup>2</sup> (小数点第2位まで)
3 事業期間	(自)	年 月 日	(契約予定日)
	(至)	年 月 日	(完了予定日)
4 事業費 ※助成対象経費外の費用は除く。	金額	¥	—

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成承認通知書

年 月 日付で申請のあった件については、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第11条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

## 記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 助成金額	¥ —	
3 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
4 承認の要件	葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定を遵守すること	

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した補強設計等が完了した後に交付決定額を確定します。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。



様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成不承認通知書

年 月 日付で申請のあった件については、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第11条の規定により、下記の建築物は助成の対象として承認できませんので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 不承認の理由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第11号様式（第12条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成内容変更届書

年 月 日付 葛都建第 号で承認を受けたことについて承認内容の変更をしたいので、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第12条第1項の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり届出ます。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 変更の理由		

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成変更申請書

年 月 日付 葛都建第 号で承認を受けたことについて承認内容を変更したいので、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第 12 条第 2 項の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却				
2 建築物	名称				
	所在地	葛飾区	丁目	番	号
2 事業期間	変更前	(自)	年	月	日 契約
		(至)	年	月	日 完了
2 事業期間	変更後	(自)	年	月	日 契約
		(至)	年	月	日 完了
3 事業費 ※助成対象経費外の費用は除く。	変更前	¥	—		
	変更後	¥	—		
4 変更の理由					

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった件については、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第12条第3項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 助成金額	¥ —	
4 助成条件	葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱の規定を遵守すること	

上記の金額は、交付の予定額であり、申請した補強設計等が完了した後に交付決定額を確定します。

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業  
助成変更不承認通知書

年 月 日付で申請のあった件については、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第12条第3項の規定により、下記の建築物は申請の変更を承認できませんので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 不承認の理由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
着手届

年 月 日付 葛都建第 号で承認があった下記の建築物について、  
葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第14条の規定により、  
下記のとおり着手届を提出します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 着手日	年 月 日 (契約日)	
4 完了予定日	年 月 日	
5 事業者等	業者名・氏名	
	所在地	
	電 話	

第 16 号様式（第 15 条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
中間検査申請書

年 月 日付 葛都建第 号で承認があった下記の建築物について、  
葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第15条の規定により、中  
間検査を受けたいので提出します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	耐震改修・建て替え	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 検査予定日	年 月 日	
4 事業者等	業者名・氏名	
	所在地	
	電 話	

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名  
電話

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
取りやめ届書

年 月 日付 葛都建第 号で承認があった以下の建築物について、  
葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第16条の規定により、下  
記のとおり助成の申請を取りやめます。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番 号
3 取りやめの理由		



第 18 号様式（第 17 条関係）

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名 印  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成金交付申請書

年 月 日付 葛都建第 号で承認があった下記の建築物について、  
葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第17条の規定により、関  
係図書を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 助成金の 交付年度	年度	
4 交付申請額	¥	—

第 19 号様式 (第 17 条関係)

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名 印  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
消費税仕入税額控除報告書

年 月 日付 葛都建第 号により助成の承認があった葛飾区特定  
緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業に関する助成金について、同要綱第17第3項  
の規定により、関係図書を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 同要綱第18条に基づく額の確定額  
¥ —
- 2 消費税の申告により確定した消費税法第 30 条の課税仕入れに係る消費税額  
(要助成金返還相当額)  
¥ —
- 3 その他参考となる書類 (2の金額の精算の内訳等を添付すること)

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第18条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却		
2 建築物	名称		
	所在地	葛飾区	丁目 番号
3 既交付番号	年 月 日 葛 号		
	年 月 日 葛 号		
4 既交付合計額	¥	—	
5 今回の交付額	¥	—	

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
- 財産処分について  
助成対象者が助成金に係る事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びこれに付随する従物を、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けさせなければならない。ただし、助成金の交付の目的、交付額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

葛都建第 号  
年 月 日

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
不交付決定通知書

年 月 日付で申請があった助成金の交付について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第18条の規定により、下記のとおり交付する事ができませんので通知します。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却		
2 建築物	名称		
	所在地	葛飾区	丁目 番号
3 既交付番号	年 月 日 葛 号		
	年 月 日 葛 号		
4 既交付合計額	¥	—	
5 不交付の理由			

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

葛飾区長あて

申請者 住所  
氏名 印  
電話

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成金請求書

年 月 日付 葛 号で  
交付の決定通知があった助成金について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化  
促進事業助成要綱第19条の規定により、関係図書を添えて、下記のとおり請求します。

記

1 助成金の種類 (該当するものに○)	補強設計・耐震改修・建て替え・除却
2 交付請求金額	¥ —

振 込 口 座			
振込み先 金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協		
店 名	本店 ・ 支店		
口座番号	.....	口座 種別	普通 ・ 当座
口座名義人 (カタカナで 記入)			

※ 金融機関・店名・口座種別は該当のものを○で囲んでください。

葛都建第 号  
年 月 日

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成金交付決定取消通知書

年 月 日付 葛\_\_\_\_\_号で  
交付の決定通知があった助成金について、葛飾区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化  
促進事業助成要綱第21条第2項の規定により、下記のとおり助成金の交付決定を取り  
消したので通知します。

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却	
2 建築物	名称	
	所在地	葛飾区 丁目 番号
3 交付決定金額	¥ ー	
4 取消しの理由		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

葛都建第 号  
年 月 日

様

葛飾区長

印

特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業  
助成金返還通知書

年 月 日付で 葛 号に  
より助成金交付の取り消しを通知しました以下の建築物について、葛飾区特定緊急輸  
送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱第22条の規定により、下記のとおり助成金  
の返還を命じます。

記

1 助成金の種類	補強設計・耐震改修・建て替え・除却		
2 建築物	名称		
	所在地	葛飾区	丁目 番号
3 返還を命じる 助成金の額	¥	—	
4 返還の期限	年 月 日まで		

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、葛飾区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。